



司法書士会からお知らせ

H28年8月版①

発行：東京司法書士会

～避難されている皆様へ、東京司法書士会から相談会などの情報をお届けします～



＜相続マメ知識⑩＞ 遺言書と異なる遺産分割はできるか？

A.相続人全員が遺言の内容を知っていて、全員の同意があれば可能

相続手続きをしようとしたら遺言書が出てきた！そのような場合、相続人の皆様が考えている遺産の分け方と違う内容が書いてあるので、遺言書と異なる遺産分割をしたいができるか？というご相談をよくいただきます。

その答えとしては、「原則として（受遺者を含む）相続人全員の同意があれば、遺言と異なる遺産分割協議は可能」となります。

しかし、下記のような場合には問題があり、注意が必要です。

- ・相続人のうち誰か一人でも遺言のことを知らない場合
- ・遺言者が遺言と異なる遺産分割を禁止した場合
- ・遺言執行者がいる場合

上記のような場合には一度ご相談されることをお勧めします。

※ご不明な点、もっと詳しく知りたい等のご相談は、
ぜひお気軽に下記の相談窓口をご利用ください。

面談による相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜午後5時～8時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。